

令和2年度

国民年金基金連合会業務報告書

I 国民年金基金に関する事業状況

1 基金数及び現存加入員数

連合会の会員である国民年金基金（以下「基金」という。）数及び当該基金に加入している加入員数は以下のとおりである。

（令和3年3月31日現在）

基金数		4 基金 （全国基金 独立職能型3基金）	
		男	女
現存加入員数	男	213,830 人	
	女	130,513 人	
	計	344,343 人	

（注）累積加入員約 177 万人、令和2年度新規加入員約 3.1 万人

2 中途脱退者に対する年金給付等の事業の推進

中途脱退者（基金の加入員資格を60歳になる前に喪失した者。ただし、15年以上基金に加入していた者を除く。以下同じ。）について、年金給付等を確実にを行うため、次の取組を行った。

(1) 待期者に関する業務の管理

待期者（受給年齢前の中途脱退者。以下同じ。）に対する次の業務を適切に行った。

- ① 待期者に対し、定期的（3年ごと）に納付実績、受取予定年金額等の情報を提供するとともに、住所等の変更があった場合の手续を促した。

* 加入状況のお知らせ送付件数 12.4 万件

- ② 待期者のうち転居等により住所不明となっている者に対し、日本年金機構又は住民基本台帳ネットワークから住所情報の提供を受け住所変更の届出勧奨を行った。

* 住所変更届送付件数 0.6 万件

- ③ 待期者のうち日本年金機構又は住民基本台帳ネットワークからの死亡情報の提供により死亡が判明した者の遺族に対し、遺族一時金の請求勧奨を行った。

* 遺族一時金案内送付件数 0.1 万件

(2) 中途脱退者等に対する年金等の支給

中途脱退者等に対し、正確かつ迅速に年金及び遺族一時金の決定及び支給を行った。

（令和3年3月31日現在）

		合計		
		待期者数	年金受給者数	
中途脱退者数	男	279,217 人 (212,148 人)	212,857 人 (67,069 人)	66,360 人 (67,069 人)
	女	256,544 人 (180,277 人)	180,931 人 (76,267 人)	75,613 人 (76,267 人)
	計	535,761 人 (392,425 人)	393,788 人 (143,336 人)	141,973 人 (143,336 人)

（注）カッコ内の人数は、付加年金相当部分を繰上げ受給している者を受給者とみなした場合の人数である。

* 裁定：年金 10,449 件、遺族一時金 1,867 件

給付費：年金 267 億 6,554 万円、遺族一時金 21 億 3,867 万円

(3) 年金未請求者に対する取組

年金未請求者（受給年齢に達した中途脱退者であって年金請求を行っていない者。以下同じ。）に対し、年金支給を確実にを行うため、次の取組を行った。

- ① 年金の受給権が発生する月の前月に、年金請求案内を行った。

* 年金請求案内送付件数 1.0 万件

② 受給年齢到達後の年金請求が遅れている者に対し、再案内を定期的（3月後、6月後、1年後、それ以降は毎年1回）に行った。

＊年金請求案内送付件数 0.4万件

③ 再案内を行った後も年金請求のない者に対し、文書による勧奨を行うとともに、電話番号が確認できる未請求者について電話による勧奨を昨年度に引き続き行った。訪問については、その実施方法等に関し、基金とも協議しながら検討した。

④ ホームページ、通知文書等において、住所等の変更や年金請求の手続を呼びかけた。

⑤ データベースの作成により年金未請求者の状況把握及び管理を行い、よりの確かつ効率的な事務処理を行った。

3 国民年金基金制度に関する企画及び基金との連携

(1) 国民年金基金制度に係る企画

国民年金基金制度に係る諸課題について、基金の意見も聴きながら検討を行い、随時、厚生労働省と企業年金・個人年金部会の間等を通じて意見交換等を行った。

また、国民年金基金規則の改正等に対応して、添付書類の取扱いに関する給付規程の変更、国民年金基金の手続において原則として押印及び署名を不要とする取扱いの変更を行った。

(2) 基金との連携及び支援

① 共同ダイレクトメール（以下「共同DM」という。）、ホームページ等

幅広く国民年金基金制度の周知を図るため、厚生労働省と連名で共同DMの送付を7月、9月、令和3年1月（一部令和2年12月）に行った。

＊共同DM 年3回 計542万通送付

また、連合会のホームページにおいて、国民年金基金制度等に関

する情報提供を行った。

② 基金広報事業への支援

基金のパンフレット作成、新聞TV広報等の広報事業について、基金への支援を実施した。

③ 国民年金基金の広場

関係機関（職能の母体団体、金融機関、保険会社、年金事務所、地方公共団体等）と国民年金基金制度の周知及び加入推進において円滑な連携を図れるよう、基金等の協力を得ながら、「国民年金基金の広場」を発行した。

＊国民年金基金の広場 年4回 計5.8万部発行

④ 月報等を通じた情報提供の充実

基金における加入推進に関する管理・分析を行うことができるよう、加入推進に係る月報、年報等を作成し、適時、基金に情報提供を実施した。

⑤ 新たな広報・情報提供手段の検討等

さらに多くの場で国民年金基金の広報・情報提供を行うため、個人型確定拠出年金（iDeCo）と国民年金基金の両制度が併記されたパンフレットを計7万部作成し、全国国民年金基金、信託銀行、運営管理機関等へ無償で配布した。

また、国民年金基金の普及・広報に資するため、愛称を公募し、応募総数2,249件の中から愛称等選定委員会において「kokky（ココキー）」に決定した。また、愛称との統一性の観点から、愛称等選定委員会での協議によりロゴ及びキャラクターも決定した。

(3) 加入勧奨管理システムの改善

全国国民年金基金における開発内容の検討に対して支援を行った。

4 基金と共同して行う事務処理（共同事務処理事業）の推進

各基金の事務処理体制について、国民年金基金運営協議会での議論も踏まえつつ、以下の取組を実施した。

- (1) 連合会に設置されたホストコンピュータと基金の端末装置をオンライン通信回線で結び事務処理を行う等、連合会と基金が共同で事務処理事業を行うことにより、基金の事務処理を効率的に行い、経費の軽減を図った。
- (2) 事務処理の効率化、迅速化及び制度見直しへの適切な対応を図るため、国民年金基金システムについて、令和2年度税制改正による寡婦（寡夫）控除の見直しに対応するためのオンライン画面のレイアウト変更を行うなどの所要の改善を行った。
- (3) 年金振込に関する事務処理について、連合会が各基金の年金振込データを一括して各基金名で金融機関へ提出した。
- (4) 基金現加入者、待期者及び年金未請求者に対し、それぞれに対応した定期的な情報提供を行った。
- (5) 共同事務処理事業等については、各基金の円滑な事業実施に資するよう、各基金への支援・指導、情報提供を適時適切に実施した。
- (6) 国民年金基金システムの開発及び運用について、要件定義や運用手順書等の点検、進捗管理の徹底など、システム事故、システム障害及び開発遅延の発生防止に取り組んだ。
- (7) 令和2年1月に発生した源泉徴収票記載誤り事案に対する再発防止策の一環として、システム改修を行う委託業者の管理監督が的確に行われるよう、システム開発に関する管理を専門的に行うシステム管理専門部署を設置し、以下の施策を実施した。
 - ① 委託業者に対する管理ルールの明確化
 - ② 委託業者との円滑な調整を図るための会議体の新設
 - ③ システム開発に係わる工程管理の強化

5 資産運用に関する事業の推進

(1) 資産運用に関する事業の実施

中途脱退者に関する事業、給付確保事業、共同運用事業等に係る積立金について、「積立金運用の基本方針」に基づき、国内外の債券や株式に幅広く分散して運用を行った。

※令和2年度運用実績

	運用利回り	積立金額
中途脱退事業口	24.44%	8,522 億円
給付確保事業口	24.44%	18,802 億円
共同運用事業口	24.44%	18,907 億円
連合会全体	24.44%	46,679 億円

* 連合会全体は、基金の財政安定を図るためのその他の事業口（積立金額 448 億円）を含む。

* 積立金額は、令和3年3月31日現在。

(2) 資産運用ガバナンス及びリスク管理の強化

① ガバナンスの効く会議・委員会運営

資産運用委員会において専門家から積立金の運用に関する重要事項について意見を聞き、助言を受けた。また、「基本ポートフォリオと実践ポートフォリオの検証」及び「最小分散指数を活用したアロケーション調整の導入」について諮問し、答申を得た。（令和2年7月17日、同11月13日、令和3年2月16日の3回開催）

② 各基金へのディスクロージャーを含むサポートの継続

会員専用ホームページを通じたレポートによる情報提供を行うとともに、基金向けディスクロージャー資料の改善、各基金からの要請による代議員会等への参加など、資産運用に関する情報提供及

びサポートを継続した。

③ リスク管理の実施及び高度化

長期運用、分散投資の考え方に則り、時価資産構成割合と基本ポートフォリオの乖離状況等を確認し、許容乖離幅を逸脱しないよう資産全体のリスク管理を行った。また、リスク管理指針に則ったリスク管理を実施し、月次で開催する運用企画会議でリスク管理状況について報告を行った。

※資産構成割合 (令和3年3月31日現在)

	グローバル債券	グローバル株式
時価ベース	48.4%	51.6%
基本ポートフォリオ	52%	48%

※以下のタイミングにおいて、グローバル株式とグローバル債券間のリバランスを実施した。リバランスについて、基本ポートフォリオは過去の様々な経済危機の状況を踏まえて策定しており、想定範囲内であれば、原則通り実施するという事で、基本方針及び実施細則にルールを定めている。令和2年8月に給付対応のためグローバル株式からグローバル債券へ、令和3年2月にグローバル株式からグローバル債券へのリバランスを実施した。

判定日（許容乖離幅に抵触した日）	リバランスを開始した日	概要
令和2年8月21日	令和2年8月25日	グローバル株式 →グローバル債券
令和3年2月12日	令和3年2月18日	グローバル株式 →グローバル債券

(参考) 実践ポートフォリオの資産構成割合 (令和3年3月31日現在)

	国内債券	外国債券 (円ヘッジ)	外国債券	国内株式	世界株式	その他	短期資産
時価ベース	14.2%	22.7%	7.7%	12.8%	38.8%	3.4%	0.5%
実践ポートフォリオ	17%	26%	9%	12%	36%	-	-

(3) 運用収益の向上への取組み

① 基本ポートフォリオの枠組みの再整理

基本ポートフォリオと実践ポートフォリオの二元化ポートフォリオの運営について検討する中で、課題を抽出し実践ポートフォリオの改善に取組み、資産運用委員会にて検討した。

② オルタナティブ投資等の在り方の検討

オルタナティブ投資における、過去の経緯を整理して、課題を抽出した。また、オルタナティブ投資の課題への対応方針と在り方について、資産運用委員会にて検討した。

③ α戦略におけるダウンサイドリスク管理の強化

ダウンサイドリスク対応のため、MSCI ACWI IMI 最小分散指数運用を令和2年4月より開始した。また、OECD 景気先行指数と、各種スマートベータのパフォーマンスの関係の分析を行い、最小分散指数を活用したアロケーション調整の案を策定し、資産運用委員会にて諮問し、答申を得た。

④ アクティブ運用の強化

コンサルティング会社のユニバースデータを活用し、パフォーマンスが良好であったファンドの過去のパフォーマンスの傾向を分析し、アクティブ運用の採用における、効果的なタイミングの検討について、資産運用委員会に報告した。

⑤ スチュワードシップ活動の推進

日本版スチュワードシップ・コードの改訂に対応し、関連する方針・原則を変更し、8月にHPへの掲載、金融庁への報告等を行った。また、運用受託機関の評価シートの改訂等を行った。

⑥ 運用受託機関に対する評価及び運用受託機関の見直し

ア 運用受託機関（令和3年3月31日現在19社）のヒアリングを年4回実施した。

イ 運用受託機関の定量・定性評価を実施し、国内株式運用において委託先の見直しを実施した。

⑦ コロナ禍における対応

ア コロナ禍によるレジームチェンジの可能性と連合会の対応について、3つの視点（積立金全体、マネジャーストラクチャー、個別ファンド）で整理し、資産運用委員会にて報告した。

イ コロナショックによる市場の乱高下と足元の環境についてホームページ上で公表した。

(4) その他

訴訟の対応

連合会が委託している株式運用において、源泉税の不還付、有価証券報告書の虚偽記載等により被った損害を回復するため、連合会もしくは資産管理機関が原告となっている訴訟に適切に対応した。

6 年金財政に係る数理業務の遂行

年金財政に係る以下の数理業務を実施した。

(1) 決算及び予算

連合会及び基金の年金財政について、以下の業務を行った。

① 令和元年度における年金経理の決算書を作成した。

*令和2年8月、連合会及び4基金

② 令和3年度における年金経理の予算書を作成した。

*令和3年1月、連合会及び4基金

(2) 令和元年度版統計資料の作成

加入員数、平均掛金額、受給者数及び平均年金額等といった国民年金基金全体の概要を取りまとめ、ホームページ上で公表した。

*令和2年8月

また、国民年金基金制度全体の年金財政状況の推移を取りまとめ、ホームページ上で公表した。

*令和2年10月

(3) 制度改正等への対応に必要な各種資料作成等

(4) 年金財政に係る所要のシステムの開発、改修

II 個人型確定拠出年金に関する事業状況

1 iDeCo の実施機関としての事業の実施

個人型確定拠出年金(iDeCo)の実施機関として、加入者の資格確認や掛金の拠出限度額管理・収納等の事務を的確に実施した。

特に、①加入手続等のオンライン化の実施及びオンライン化・システム化の更なる推進や、②中小事業主掛金納付制度(iDeCo プラス)の対象拡大等の実施及び年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進、③事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施、④iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進に取り組んだ。

※ 加入者等の状況 (令和3年3月31日現在)

加 入 者	1,939,044 人
①第1号加入者	216,848 人
②第2号加入者	1,647,649 人
(うち企業年金なし)	(994,958 人)
(うち企業年金あり)	(228,744 人)
(うち共済組合員)	(423,947 人)
③第3号加入者	74,547 人
④2年度新規加入者	437,509 人
⑤2年度加入者資格喪失者	61,279 人
⑥2年度加入者増加	376,230 人
運 用 指 図 者	703,486 人
①2年度新規運用指図者	149,194 人
②2年度運用指図者資格喪失者	78,717 人
③2年度運用指図者増加	70,477 人
登 録 事 業 所	559,260 事務所

2 加入手続等のオンライン化の実施及びオンライン化・システム化の更なる推進

加入手続等のオンライン化を令和3年1月から実施するとともに、iDeCo におけるオンライン化・システム化の更なる推進に取り組んだ。

(1) 加入手続等のオンライン化の実施

加入申出書・移換申出書のオンライン提出について、厚生労働省、運営管理機関等と連携し、口座振替依頼書のオンライン提出システムや、運営管理機関から連合会への加入申出書等のオンライン提出システムを構築するとともに、事務フローを整備し、令和3年1月から実施した。控除証明書再発行申請等の届出書や第2号加入者の届出についても、オンライン化の検討を推進した。

(2) 年金制度改正法等の実施に向けたシステム開発等の推進

令和2年5月の年金制度改正法の成立や同年12月の税制改正大綱の決定を受け、iDeCo の加入可能年齢の引上げや、企業型確定拠出年金(企業型 DC)と iDeCo の同時加入の要件緩和、DB(確定給付型)の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo 拠出限度額引上げ等の制度改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進した。

3 iDeCo プラスの対象拡大等の実施及び年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進

iDeCo プラスの対象拡大等を令和2年10月から実施するとともに、年金制度改正法等によるその他の制度改正事項の実施に向けた事務構築・システム開発等の推進に取り組んだ。

(1) iDeCo プラスの対象拡大等の実施

令和 2 年 5 月の年金制度改正法の成立を受け、iDeCo プラスの対象拡大等を同年 10 月から実施するとともに、iDeCo プラスの対象拡大等や概要を発信するチラシ・パンフレットの作成・配付や、関係機関と連携した iDeCo プラスの広報の実施に取り組んだ。

(2) 年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進

令和 2 年 5 月の年金制度改正法の成立や同年 12 月の税制改正大綱の決定を受け、以下の制度改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進するとともに、手数料水準の検証・改定等に係る検討にも取り組んだ。

- ① iDeCo の加入可能年齢の引上げ
- ② 企業型 DC と iDeCo の同時加入の要件緩和
- ③ DB(確定給付型)の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo 拠出限度額引上げ
- ④ iDeCo の受給開始時期の拡大
- ⑤ 終了した確定給付企業年金(DB)からのポータビリティの確保
- ⑥ 帰国する外国人に対する脱退一時金の支給
- ⑦ 事業主証明や第 2 号加入者の届出の廃止を含めた効率化

※ ④は令和 4 年 4 月、①、⑤及び⑥は同年 5 月、②は同年 10 月から実施。⑦のうちオンライン化による効率化は令和 4 年度に実施。③の実施時期及び⑦の廃止時期は令和 6 年度中で調整中。

4 事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施

事務処理センター、コールセンター等の事務体制の強化・基盤整備に取り組むとともに、iDeCo プラスや第2号加入者の届出に係る事務、自動移換者対策等を着実に実施した。

(1) 事務処理センターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、体制整備や、モニタリング、連絡調整等を実施するとともに、加入手続等のオンライン化、運営管理機関等コールセンター業務の統合等の効率化の取組を推進した。

(2) コールセンターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、控除証明書発送後を含めた業務増への体制整備を行うとともに、モニタリング、連絡調整や、加入者等コールセンター業務への重点化等の取組を推進した。

(3) 運営管理機関等との連携推進

加入者等への窓口対応や、運用商品の提示、加入記録管理等の事務を担う運営管理機関等に対し、押印の原則廃止を含め、実務上の留意点の周知や業務面の情報提供を行うとともに、事務取扱要領等の必要な改善を行い、密接な連携の下で事務の円滑な実施を推進した。

※ 運営管理機関等の状況 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

運用関連運営管理機関	157 機関
記録関連運営管理機関	4 機関
事務委託先金融機関	5 機関
特定運営管理機関	1 機関

(4) iDeCo プラスに係る事務の実施

iDeCo プラスに係る事務について、実施事業主数の増加や、令和 2 年 10 月からの iDeCo プラスの対象拡大等への対応を含め、外部委託等により実施体制を整備して着実に実施した。

※ iDeCo プラス実施事業主数
2,687(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(5) 第2号加入者の届出に係る事務の実施

第2号加入者の届出について、位置付けの変更に係る法令上の整理を前提に、オンライン化を検討し、令和4年度からの連合会での一元実施を図ることとするとともに、令和2年度において、対象件数の増加等に対応して本事務を着実に実施した。

(6) 自動移換者対策の実施

企業型DCの普及に伴い増加する自動移換者に対応し、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用するとともに、自動移換時及び年1回の手続勧奨通知を行う等により、自動移換者対策を着実に実施した。

※ 自動移換者等の状況 (令和3年3月31日現在)

自動移換者(管理資産額)	995,323人(※)	(2,395億900万円)
①2年度新規自動移換者(資産額)	143,590人	(473億円)
②2年度企業型・個人型移換戻し 件数(資産額)	43,165人	(290億8,800万円)
③2年度死亡一時金件数(金額)	546件	(6億2,400万円)
④2年度脱退一時金件数(金額)	1,222件	(1億5,400万円)
⑤2年度70歳裁定件数(金額)	625件	(1億5,900万円)
⑥2年度自動移換者増加(資産額)	98,032人	(165億3,400万円)

※うち資産額0円の者(加入記録のみ管理) 435,457人(43.8%)

5 iDeCoに関する啓発・広報及び更なる加入推進

更なる加入推進等のため、啓発・広報活動を推進した。

(1) iDeCo 公式サイトの充実

iDeCo 公式サイトについて、資産運用に係るコンテンツを新たに制作し、長期・積立・分散投資の考え方、年代別での運用商品選択の考え方、資産配分例等について基礎的情報を提供するとともに、有識者コラムの追加、リン

ク構造表示の改善等を行った。

(2) 確定拠出年金普及・推進協議会の枠組みを活用した普及活動

iDeCoの実施主体である連合会と制度の担い手である金融機関が連携してiDeCoの普及に取り組むという、確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用して、地方でのセミナーを新たに実施した。その際、新型コロナウイルス感染拡大を予防する「新しい日常」に係る取組として、オンライン開催を実施した。

(3) 企業年金連合会と連携した投資教育の検討

令和2年5月成立の年金制度改正法によりiDeCo加入者等への投資教育を企業年金連合会に委託できることとされたところであり、企業年金連合会と連携した投資教育の実施について検討を推進した。

(4) iDeCoの認知度・理解度向上のための更なる取組

運営管理機関等の名称掲載が可能なチラシ改訂版の運営管理機関への提供や、加入希望者専用コールセンター(iDeCoダイヤル)の運営、国民年金基金の啓発・広報と連携した取組等を実施した。

また、iDeCoプラスの対象拡大等や概要を発信するチラシ・パンフレットの作成・配付や、関係機関と連携したiDeCoプラスの広報の実施に取り組んだ。

Ⅲ 連合会の運営管理に関する事業

1 組織の運営管理

(1) 理事会、評議員会、個人型年金規約策定委員会及び各種委員会等の開催

(令和3年3月31日現在)

区分	定数	現員	摘要
	人	人	
評議員	12	12	(理事長を含む。)
理事長	1	1	
理事	8	8	
監事	2	2	

① 理事会の開催

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
R2.7.30 (第101回)	議決事項	人	人	人	人
	(1)令和元年度国民年金基金連合会業務報告書	8	0	8	0
	(2)令和元年度国民年金基金連合会決算	8	0	8	0
	(3)令和2年度国民年金基金連合会事業計画変更(案)及び予算変更(案)〔個人型確定拠出年金〕	8	0	8	0
	(4)個人型年金規約の一部を変更する規約	8	0	8	0
	(5)財務及び会計規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(6)国民年金基金連合会評議員会の招集日及び評議員会の議に付すべき事項	8	0	8	0

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
	(7)個人型年金規約策定委員会の招集日及び規約策定委員会の議に付すべき事項	人	人	人	人
	報告事項	8	0	8	0
	(1)令和2年度国民年金基金連合会予算変更(令和2年3月大臣認可時における変更)				
	(2)国民年金基金事業概況				
	(3)個人型確定拠出年金事業概況				
	(4)運用管理規程の一部を変更する規程				
	(5)令和元年度資産運用結果				
R2.12.4 (第102回)	議決事項	人	人	人	人
	(1)個人型年金規約の一部を変更する規約	8	0	8	0
	(2)個人型年金規約策定委員会の招集日及び規約策定委員会の議に付すべき事項	8	0	8	0
	報告事項				
	(1)個人型年金規約の一部を変更する規約案(前回審議事項)の修正について				

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
R3.2.26 (第103回)	議決事項	人	人	人	人
	(1)令和3年度国民年金基金連合会事業計画	8	0	8	0
	(2)令和3年度国民年金基金連合会予算	8	0	8	0
	(3)個人型年金規約の一部を変更する規約	8	0	8	0
	(4)給付規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(5)国民年金基金連合会組織規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(6)国民年金基金連合会リスク管理規程	8	0	8	0
	(7)国民年金基金連合会職員人事評価規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(8)役職員等による有価証券の取引等に関する規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(9)文書取扱規程の一部を変更する規程	8	0	8	0
	(10)国民年金基金連合会就業規則の一部を変更する規則	8	0	8	0
	(11)国民年金基金連合会職員在宅勤務規程	8	0	8	0
	(12)基本ポートフォリオ及び実践ポートフォリオの検証	8	0	8	0
(13)国民年金基金連合会評議員会の招集日及び評議員会の議に付すべき事項	8	0	8	0	

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
	(14)個人型年金規約策定委員会の招集日及び規約策定委員会の議に付すべき事項	8	0	8	0
	報告事項				
	(1)国民年金基金連合会衛生管理規程				
	(2)国民年金基金事業概況等				
	(3)個人型確定拠出年金事業概況				
	(4)最小分散指数を活用したアロケーション調整の導入				
	(5)令和2年度資産運用状況等				
	(6)訴訟の対応状況				
R3.3.8 (第104回)	議決事項	人	人	人	人
	(1)令和3年度国民年金基金連合会予算	8	0	8	0
	(2)個人型年金規約策定委員会の招集日及び規約策定委員会の議に付すべき事項	8	0	8	0

② 評議員会の開催

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
R2.8.27 (第85回)	議決事項	人	人	人	人
	(1)令和元年度国民年金基金連合会業務報告書	12	0	12	0
	(2)令和元年度国民年金基金連合会決算	12	0	12	0
	(3)財務及び会計規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(4)公募による学識経験理事候補者選考のための委員会の設置	12	0	12	0
	報告事項				
	(1)令和2年度国民年金基金連合会予算変更(令和2年3月大臣認可時における変更)				
	(2)国民年金基金事業概況				
	(3)個人型確定拠出年金事業概況				
	(4)運用管理規程の一部を変更する規程				
(5)令和元年度資産運用結果					
R3.3.11 (第86回)	議決事項	人	人	人	人
	(1)令和3年度国民年金基金連合会事業計画	12	0	12	0
	(2)令和3年度国民年金基金連合会予算	12	0	12	0
	(3)給付規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(4)国民年金基金連合会組織規程の一部を変更する規程	12	0	12	0

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
		人	人	人	人
	(5)国民年金基金連合会リスク管理規程	12	0	12	0
	(6)国民年金基金連合会職員人事評価規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(7)役職員等による有価証券の取引等に関する規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(8)文書取扱規程の一部を変更する規程	12	0	12	0
	(9)国民年金基金連合会就業規則の一部を変更する規則	12	0	12	0
	(10)国民年金基金連合会職員在宅勤務規程	12	0	12	0
	(11)基本ポートフォリオ及び実践ポートフォリオの検証	12	0	12	0
	報告事項				
	(1)国民年金基金連合会衛生管理規程				
	(2)国民年金基金事業概況等				
	(3)個人型確定拠出年金事業概況				
	(4)最小分散指数を活用したアロケーション調整の導入				
	(5)令和2年度資産運用状況等				
	(6)訴訟の対応状況				

③ 個人型年金規約策定委員会の開催

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
R2.8.4 (第50回)	議決事項	人	人	人	人
	(1)令和元年度個人型確定拠出年金事業報告書	8	1	8	0
	(2)令和元年度国民年金基金連合会決算 [確定拠出年金事業経理]	8	1	8	0
	(3)令和2年度個人型確定拠出年金事業 計画変更及び予算変更[確定拠出年金 事業経理]	8	1	8	0
R2.12.9 (第51回)	(4)個人型年金規約の一部を変更する規 約	8	1	8	0
	報告事項				
	(1)個人型年金規約の一部変更に係る理 事長専決事項				
	(2)指定運用方法及び当該指定運用方法 を選定した理由				
R2.12.9 (第51回)	議決事項	人	人	人	人
	(1)個人型年金規約の一部を変更する 規約	9	0	9	0
R2.12.9 (第51回)	報告事項				
	(1)個人型年金規約の一部を変更する 規約案(前回審議事項)の修正につい て				

開催年月日	議決・報告事項の件名	出欠状況		議決状況	
		出	欠	可	否
	(2)個人型年金規約の一部変更に係る理 事長専決事項 (3)指定運用方法及び当該指定運用方法 を選定した理由				
R3.3.18 (第52回)	議決事項	人	人	人	人
	(1)令和3年度個人型確定拠出年金事業 計画	8	1	8	0
	(2)令和3年度国民年金基金連合会予算 [確定拠出年金事業経理]	8	1	8	0
	(3)個人型年金規約の一部を変更する規 約	8	1	8	0
R3.3.18 (第52回)	報告事項				
	(1)個人型年金規約の一部変更に係る理 事長専決事項 (2)指定運用方法及び当該指定運用方法 を選定した理由				

④ 各種委員会等の開催

以下のとおり、委員会等を開催した。

ア 国民年金基金運営協議会

3回

- ・令和2年9月3日（第1回）

国民年金基金の加入推進の状況について、共同事務処理事業委託費の基金への還付（委託費減額）について、共同事務処理システムの開発について、数理手数料（決算手数料）の算定方法の変更について、第1四半期の運用状況等について

- ・令和2年12月11日（第2回）

国民年金基金の加入推進の状況について、行政手続のデジタル化（押印見直し、オンライン化）について、共同事務処理システムの開発について、数理手数料（決算手数料）の算定方法の変更について、第2四半期の運用状況報告等

- ・令和3年3月18日（第3回）

国民年金基金の加入推進の状況について、令和3年度の加入推進業務について、第3四半期の運用状況報告等

イ 国民年金基金実務レベル会議

10回（加入推進、資産運用、共同事務処理システムその他国民年金基金事業に関する定期的な協議・調整及び情報共有・交換等）

(2) 予算の作成・適正執行

令和2年度予算は、予算実施計画を作成し、計画に則り適切に執行管理を行った。

なお、令和2年度予算については、令和2年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布された

こと等に伴い、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入期間の拡大等に係るシステム開発等を行うための予算を追加変更し、令和2年9月28日に厚生労働大臣の認可を受けた。

また、令和3年度予算案を作成し、理事会、評議員会及び個人型年金規約策定委員会（以下「評議員会等」という。）の議決を経て、令和3年3月29日に厚生労働大臣の認可を受けた。

(3) 経理、決算業務

規程及び会計原則に準拠して適切に経理処理を行うとともに、金融機関の電子的決済方法（E Bサービス）の効果的な活用や会計システムの改善を行うことにより、経理事務の効率化を図った。また、令和元年度決算業務として、財務諸表及び業務報告書を作成し、評議員会等の議決を経て、令和2年9月24日に厚生労働大臣の承認を受けた。

さらに、令和2年10月から調達委員会を試行的に開始（正式発足は令和3年度～）、連合会における概算所要見込額が一定額を超える調達について、調達実施前に案件の審査を行い、契約方法及び調達内容の妥当性、適正性及び透明性の確保を図った。

(4) 定員、職員給与及び人事関係

① 定員関係

欠員の補充、制度改正に関連する業務量増に対する人員確保等を目的として、職員募集（システム担当及びリスク管理職員含む）を年間3回（令和2年4月、7月及び令和3年1月）実施した。

※事務組織及び定員現員表

（令和3年3月31日現在）

部 名	定 員	現 員	備 考
役 員	3	3	
総 務 部	10	10	
業 務 企 画 部	10	10	育児休業者1名を含む

資産運用部	10	8	
数理部	3	3	
確定拠出年金部	16	14	その他出向職員を1名任用
監査室	2	2	
合計	54	50	

② 給与関係

国家公務員給与法の改正を受けて、12月期のボーナスから0.05か月分の引き下げを行った。そのほか、職員の昇給については、令和2年7月に連合会職員の人事評価制度の評価結果に基づき適正に行った。

③ 人事関係

新たに5名採用した。また、自己都合により2名が退職した。

職員の昇任等に関する基礎資料となる人事評価制度については、業績評価を2回、能力評価を1回実施した。

(5) 人材育成

① 職員研修

新規採用者研修を実施するとともに、外部機関が主催するハラスメント研修及び所得税法改正に伴う年末調整の研修に担当職員を派遣し受講させた。また、e-ラーニングを活用し、役職員全員に個人情報保護研修及び情報セキュリティ研修を受講させた。

② 資格取得助成等

職員が連合会業務に関する国家資格、公的資格等を取得するための費用を助成するとともに、一定の国家資格を取得した場合には、資格取得奨励金を支給し、職員が自己啓発を図ることを支援・促進した。

(6) 産業医の選定及び衛生委員会の設置

常時50人以上の労働者を使用する場合は、労働安全衛生法等で産業医の選定及び衛生委員会の設置をする必要があり、令和3年1月から毎月、職場の環境等衛生に関する調査審議等を行うため、産業医を選定し、衛生委員会を開催した。

(7) 事務処理の簡素化・効率化

当初は、主要会議のペーパーレス化や勤怠管理ソフトの導入などを予定していたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、これらを見送り、代わって優先度が高いテレワーク(在宅勤務)やリモート会議の導入を進め、事務処理の効率化を図った。

2 内部統制及びコンプライアンスの充実・強化

(1) リスク管理の強化

① 源泉徴収票記載誤り事案の再発防止策の一環として、システム管理を統括管理する「システム管理室」を総務部内に設立し、システムの適切な管理・運営のための組織強化を行った。また、システム改修等に関し、委託事業者(日立)との円滑な調整を図るため、双方の役員による責任者会議の開催や、管理職による月次での連絡調整会議を設置した。

② リスク管理の強化を図るため、総務課にリスク管理専門職員を配置し、リスクアセスメント調査などを実施するとともに、CRCO(最高リスク管理・コンプライアンス責任者)の指名、リスク管理規程の創設等を行った。

(2) コンプライアンスの徹底

① 事務処理誤り等状況報告書の作成、報告の徹底を図り、その報告等を受け、内容分析、今後の対応策等の検討を行うための「リスク管理・コンプライアンス会議」を定例的に開催した。

② 業務品質の向上、効率化を図るため、各部署における事務手順に係るマニュアルの改訂や追加作成するなど整備を行った。

(3) 情報セキュリティ、個人情報の保護管理の徹底

情報セキュリティ対策及び個人情報の保護管理の徹底として、以下の対応を行った。

- ① 情報セキュリティ委員会を2回開催
- ② 全役職員を対象に、標的型メール攻撃訓練を複数回実施
- ③ 全役職員を対象に、情報セキュリティ研修を実施
- ④ CSIRT チームに対して情報セキュリティインシデント対応訓練を実施
- ⑤ 厚生労働省による、情報セキュリティインシデント対応に係る連携訓練を実施
- ⑥ 連合会内において自己点検を実施
- ⑦ ホームページのペネトレーションテストの実施
- ⑧ 第三者による情報セキュリティ監査の実施

(4) 監査（保証）の実施

公認会計士による監査を全ての経理において実施した。

(5) 監査室による内部監査の実施

事務処理誤りや情報漏洩などのリスク低減のため、各課に対して内部監査を実施した。

3 新型コロナウイルス感染対策

(1) 緊急事態宣言等への対応

連合会全体に係る新型コロナウイルス感染症対策については、政府からの「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等を踏まえ実施してきたところであり、政府からの緊急事態宣言の決定や解除及びまん延防止等重点措置の都度、その対応方針について役職員に周知した。

(2) 行動手順等の策定

新型コロナウイルスの感染予防及び感染者等が発生した場合の対応マニュアルを策定するとともに、当該マニュアルによる行動手順等を図解した感染者発生等対応フロー（職員の行動シミュレーション及び対策本部シミュレーション）を作成し、全職員へ配布及びメールで周知した。

(3) テレワーク（在宅勤務）

テレワークの導入については、テレワーク用の設備（パソコン等）の設置及びその運営マニュアルの策定を行うとともに、資産運用部で令和2年9月から試行を行い、業務配分、在宅勤務の効果及び管理体制の整備等を検証した上で本格実施に移行することとした。

(4) その他集団感染防止のため三密（密閉・密集・密接）を避ける対応

- ① 職場の職員間のソーシャルディスタンスを確保するため、座席を移設したことや必要業務を踏まえたシフト配置を実施した。
- ② 布マスクの配布、消毒液を各階に設置、非接触型の体温計の設置、職員間のパーティション設置、入室扉の開放、エアコンによる外気導入等を行った。
- ③ 新型コロナ対策専用の空気清浄機（エアドック）を各階2台～3台設置（インフルエンザや花粉症にも有効）した。
- ④ テレビ会議及びWeb会議のソフト及び関連設備（テレビ、スピーカー及びカメラ等）の設置・導入、その運営マニュアルの策定を行った。